

第92期 定時株主総会 招集ご通知



2017年6月29日（木曜日）
午前10時
受付開始：午前9時



東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティホール
(ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階)
会場についての詳細は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

三井金属鉱業株式会社

証券コード：5706

目次

第92期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第92期定時株主総会招集ご通知 添付書類	
事業報告	23
連結計算書類	53
計算書類	56
監査報告	59

経営理念

創造と前進を旨とし

価値ある商品によって社会に貢献し

社業の永続的発展成長を期す

三井金属鉱業株式会社

スローガン

マテリアルの知恵を活かす

第92期定時株主総会招集ご通知

日 時 2017年6月29日（木曜日）午前10時 受付開始：午前9時

場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
ゲートシティホール（ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階）

目的事項 報告事項 ▶第92期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
▶第92期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役6名選任の件

<株主提案（第5号議案から第8号議案まで）>

- 第5号議案 普通株式1株当たり金20円を金銭により配当する。
 - 第6号議案 定款一部変更の件（独立取締役2名以上の選任を義務付ける。）
 - 第7号議案 定款一部変更の件（株主との対話に関する規定を設けて開示する。）
 - 第8号議案 定款一部変更の件（株主資本利益率（ROE）目標に対する会社方針を開示する。）
- 株主提案（第5号議案から第8号議案まで）の議案の要領は、後記の株主総会参考書類（19頁から22頁まで）に記載のとおりであります。

平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社の第92期定時株主総会を6月29日（木曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および第92期の事業の概要等につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

2017年6月2日

代表取締役社長

西田 計治



議決権行使にあたってのご注意

本総会におきましては、左記のとおり**株主提案**がなされております。その内容は後記の株主総会参考書類に第5号議案、第6号議案、第7号議案および第8号議案として記載しておりますが、**取締役会としてはこれらの議案に反対しております。**

なお、このうち第5号議案につきましては、会社提案の第1号議案と競合する議案となりますので、**双方に賛成されることのないようご注意ください。**共に賛成された場合は、第1号議案および第5号議案への議決権行使は無効として取り扱わせていただきます。

その他株主総会招集に関する事項

当日ご出席いただけない場合は、議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討うえ、**2017年6月28日（水曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書と電磁的方法（インターネット等）の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、電磁的方法（インターネット等）で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当社定款の定めにより、代理人による議決権行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。また、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。

当社ウェブサイト ▶ <http://www.mitsui-kinzoku.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。

議決権行使書用紙をご持参ください。



株主総会開催日時

2017年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

株主総会にご出席いただけない方



郵送によるご提出

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

各議案の賛否をご記入ください。



行使期限

2017年6月28日（水曜日）
午後5時到着分まで



インターネットでご入力

当社指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

議決権行使サイト

<http://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2017年6月28日（水曜日）
午後5時入力分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

当社取締役会の意見をご確認いただき議決権の行使をお願いいたします。

※インターネットによる議決権行使に必要な「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されております。

会社提案（第1～3号議案）

賛成の場合 「賛」の欄に○印
反対の場合 「否」の欄に○印

株主提案（第5～8号議案）

賛成の場合 「賛」の欄に○印
反対の場合 「否」の欄に○印

会社提案（第4号議案）

全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
全員否認する場合 「否」の欄に○印
一部の候補者を否認する場合 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※第1号議案と第5号議案は競合する議案となりますので、双方に賛成されることのないようご注意ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

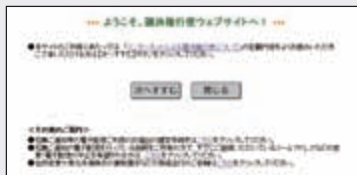
当社の指定する議決権行使サイト <http://www.web54.net>

議決権行使期限： **2017年6月28日（水曜日）午後5時まで**受け付けいたします。



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して左のQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



<http://www.web54.net>

「次へすむ」をクリック

2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

※ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様につきましては、予め申込みされた場合に限り、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

<会社提案 (第1号議案から第4号議案まで) >

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

この当社基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、財政状況、第92期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおり前期より1円増配し、1株につき7円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 **7円** 総額 **3,997,707,812円**

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

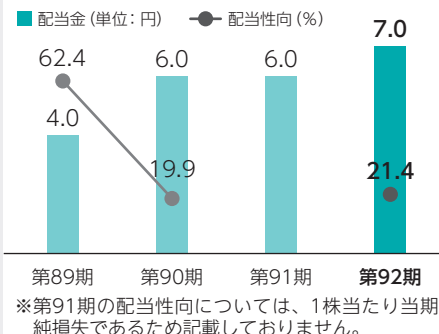
2017年6月30日

ご参考 資本政策の基本的な方針

当社は、資本政策の動向が株主の皆様の利益に重要な影響を与えることを踏まえて、資本政策の基本的な考え方は次のとおりとしております。

- (1) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、国内のみならずグローバルに拡大する事業の基盤として必要な株主資本の水準を保持する。
- (2) 配当政策については、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としている。

● 配当金・配当性向の推移



1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018年10月1日までに、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合の割合

当社普通株式について10株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いいたします。

(2) 併合の効力発生日

2017年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

190百万株

(4) その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合に伴い、発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更するとともに、当社株式の単元株式数を100株とするため、現行定款第8条を変更するものであります。
 なお、第6条および第8条の変更につきましては、株式併合の効力発生日である2017年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものといたします。
- (2) 当社および当社子会社の事業の現状に即し、より簡潔かつ統一的な表記とするため、現行定款第2条を変更するものであります。
- (3) 取締役会の活性化、経営判断の迅速化を図ることを目的とした現行の経営体制および事業規模等を踏まえて、取締役および監査役の員数の上限を縮減することとし、現行定款第19条および第27条を変更するものであります。
- (4) 当社は、戦略的な意思決定システムの構築と意思決定の迅速化を目的とし、2001年に執行役員制度を導入しておりますが、今般、定款に執行役員に関する規定を明記することとし、変更案第27条を新設するものであります。
 また、これに伴い、現行定款第27条以下を各1条ずつ繰り下げるものであります。
- (5) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が2015年5月1日に施行され、社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、監査役がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、監査役の責任免除に関する現行定款第31条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線部は変更部分）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

現行定款	変更案
(1) 鉱業、採石業、土石採取業	(1) 鉱業及び採石業
(2) 製錬業、金属加工業、資源(非鉄金属、プラスチック等)リサイクル業	(2) <現行どおり>
(3) 工業薬品、医薬品、農業薬品、肥料、顔料、塗料、圧縮瓦斯及び液化瓦斯その他各種の化学工業品の製造業	(3) 化学工業品製造業
(4) 窯業、研削砥石製造業、研磨材製造業、各種セラミックス部材の研削研磨加工業、建材品製造業	(4) 窯業、研削砥石製造業、研磨材製造業、建材品製造業
(5) 電子機器用部品及びその材料の製造業	(5) 電子材料製造業
(6) 電池材料(電解二酸化マンガン、水素吸蔵合金等)製造業	(6) 電池材料製造業
(7) 電子応用装置及び電気計測器製造業	(7) <現行どおり>
(8) 自動車用及びその他産業用機器の部品の製造、組立、販売	(8) 自動車用及びその他産業用機器の部品の製造業
(9) 各種金型製造業	(9) <現行どおり>
(10) 前各号に関する原料及び製品の売買及び輸出入業	(10) <現行どおり>
(11) 鉱物、地熱、地下水、その他の地下資源の開発に関する調査、計画、ボーリング及び工事並びに技術指導	(11) 地下資源の開発に関する調査、計画、ボーリング及び工事並びに技術コンサルタント業
(12) 電気事業、地熱蒸気及び熱水の供給事業	(12) <現行どおり>
(13) 運輸業、運送業	(13) <現行どおり>
(14) 代理業、問屋業、仲立業、倉庫業	(14) <現行どおり>
(15) 建築、土木及びその他の建設工事の請負、施工、設計及び技術指導	(15) 建築、土木及びその他の建設工事の請負、施工、設計及び技術コンサルタント業
(16) 機械設備、プラント類及び構築物等に関する調査、計画、設計及び工事並びに技術指導	(16) 機械設備、プラント類及び構築物等に関する調査、計画、設計及び工事並びに技術コンサルタント業

現行定款	変更案
<p>(17) 品質、工程及び物流システムの改善等に関するコンサルタント業</p> <p>(18) 環境計量証明事業、作業環境測定事業及びこれに関連する環境改善等のコンサルタント業</p> <p>(19) 情報処理機器、システム及びコンピュータソフトウェアの開発、販売、保守並びに情報処理サービス</p> <p>(20) <u>不動産の管理、売買、仲介及び貸借</u></p> <p>(21) 産業廃棄物及び一般廃棄物処理業</p> <p>(22) 金融業</p> <p>(23) 前各号に附帯関連する事業</p>	<p>(17) <現行どおり></p> <p>(18) <現行どおり></p> <p>(19) 情報処理機器、システム及びコンピュータソフトウェアの開発、販売、保守並びに情報処理サービス業</p> <p>(20) 不動産業</p> <p>(21) <現行どおり></p> <p>(22) <現行どおり></p> <p>(23) <現行どおり></p>
<p>第2章 株式</p>	<p>第2章 株式</p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,944</u>百万株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>190</u>百万株とする。</p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p>
<p>第4章 <u>取締役及び取締役会</u></p>	<p>第4章 <u>取締役、取締役会及び執行役員</u></p>
<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>21</u>名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(新 設)</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第27条 当社の監査役は、<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第31条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p><u>(執行役員)</u> 第27条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。</u></p> <p><u><現行定款第27条以下を各1条ずつ繰り下げる></u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第28条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>(監査役の責任免除) 第32条<現行どおり></p> <p>2 当社は、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>附 則</u> 第6条及び第8条の変更は、平成29年10月1日をもって有効とし、本附則は、同日の経過をもってこれを削除する。</p>

第4号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役6名は、本総会終結の時をもって全員の任期が満了いたしますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

その候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	担当	取締役在任年数	取締役会出席率	候補者属性
1	にしだ けいじ 西田 計治	代表取締役社長	—	6年	100%	再任
2	のう たけし 納 武士	代表取締役常務取締役	常務執行役員 機能材料事業本部長	2年	100%	再任
3	ひさおか いっし 久岡 一史	取締役	常務執行役員 金属事業本部長	4年	100%	再任
4	おおしま たかし 大島 敬	取締役	常務執行役員 経営企画本部長 経営企画部長	3年	100%	再任
5	さとう じゅんや 佐藤 順哉	社外取締役	—	4年	100%	再任 社外 独立
6	まつなが もりお 松永 守央	社外取締役	—	1年	100%	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所等の定めに基づく独立役員



再 任

◆ 略歴、当社における地位および担当

- 1980年 4 月 当社入社
- 2008年10月 当社財務部長
- 2010年 6 月 当社執行役員 財務部長
- 2011年 6 月 当社取締役兼常務執行役員兼CFO (最高財務責任者)
経営企画部長兼財務部長
- 2012年 2 月 当社取締役兼常務執行役員兼CFO (最高財務責任者)
経営企画部長
- 2014年 4 月 当社代表取締役専務取締役兼専務執行役員兼CFO (最高財務責任者)
経営企画部長兼金属事業本部銅事業統括部長
- 2016年 1 月 当社代表取締役専務取締役兼専務執行役員兼CFO (最高財務責任者)
- 2016年 4 月 当社代表取締役社長 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◆ 取締役候補者とした理由

当社グループの経営企画、財務を中心とした長年にわたる豊富な経験を持ち、当社業務に深く精通しております。2016年からは代表取締役社長として、強いリーダーシップにより当社グループを牽引し、16中計の各事業セグメントの重点施策に取り組み、経営基盤の強化を図ってまいりました。当社グループの企業価値向上のために更に寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2

のう
納

たけし
武士

(1961年12月3日生)

所有する当社の株式数： 69,000株
取締役在任年数： 2年
取締役会への出席状況： 100% (17回/17回)



再 任

◆ 略歴、当社における地位および担当

- 1986年 4 月 当社入社
- 2010年 6 月 三井銅箔（マレーシア）社社長
- 2013年10月 当社金属・資源事業本部リサイクル推進部長
- 2014年 4 月 当社執行役員 金属事業本部金属事業部技術統括部長
- 2015年 4 月 当社執行役員 機能材料事業本部副本部長兼企画部長
- 2015年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部副本部長兼企画部長
- 2015年10月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長兼企画部長
- 2016年 4 月 当社代表取締役常務取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長（現任）

◆ 重要な兼職の状況

パウダーテック株式会社社外監査役

◆ 取締役候補者とした理由

当社グループの電子材料事業、機能材料事業を中心とした長年にわたる豊富な経験を持ち、当社業務に深く精通しております。また、2016年からは代表取締役常務取締役に選任され、現在は、機能材料事業本部を統括しております。当社グループの企業価値向上のために更に寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



再 任

◆ 略歴、当社における地位および担当

- 1980年 4月 当社入社
- 2010年 1月 当社銅箔事業本部特殊銅箔事業部長
- 2010年 6月 当社執行役員 銅箔事業本部副本部長兼特殊銅箔事業部長
- 2010年11月 当社執行役員 銅箔事業本部長兼特殊銅箔事業部長
- 2011年 6月 当社上席執行役員 電子材料事業本部長兼特殊銅箔事業部長
- 2013年 6月 当社取締役兼常務執行役員 電子材料事業本部長
- 2014年 4月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部副本部長
- 2014年 6月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部副本部長兼企画部長
- 2015年 4月 当社取締役兼常務執行役員 機能材料事業本部長
- 2015年10月 当社取締役兼常務執行役員 金属事業本部副本部長
- 2016年 4月 当社取締役兼常務執行役員 金属事業本部長 (現任)

◆ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◆ 取締役候補者とした理由

当社グループの機能材料事業、金属事業を中心とした長年にわたる豊富な経験を持ち、当社業務に深く精通しております。また、2013年からは取締役兼常務執行役員に選任され、現在は、金属事業本部を統括しております。当社グループの企業価値向上のために更に寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4

おおしま
大島

たかし
敬 (1958年10月16日生)

所有する当社の株式数： 58,000株
取締役在任年数： 3年
取締役会への出席状況： 100% (17回/17回)



再 任

◆ 略歴、当社における地位および担当

- 1981年 4月 当社入社
- 2009年10月 株式会社エム・シー・エス代表取締役社長
- 2013年 4月 当社素材関連事業本部副本部長兼関連事業部長
- 2013年 6月 当社執行役員 素材関連事業本部副本部長兼関連事業部長
- 2014年 4月 当社執行役員 関連事業統括部長
- 2014年 6月 当社取締役兼常務執行役員 関連事業統括部長
- 2016年 1月 当社取締役兼常務執行役員兼CRO（最高危機管理責任者）
経営企画本部長兼経営企画部長
- 2016年 4月 当社取締役兼常務執行役員 経営企画本部長兼経営企画部長（現任）

◆ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

◆ 取締役候補者とした理由

当社グループの財務、経営企画、関係会社社長など豊富な経験を持ち、当社業務に深く精通しております。また、2014年からは取締役兼常務執行役員に選任され、現在は、経営企画本部を統括しております。当社グループの企業価値向上のために更に寄与することができるかと判断しましたので、取締役として適任であると考えております。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。



再 任

社 外

独 立

◆ 略歴、当社における地位および担当

- 1982年 4月 弁護士登録
- 1982年 4月 ファーネス・佐藤・石澤法律事務所（現 石澤・神・佐藤法律事務所）入所
- 1990年10月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2004年 6月 生化学工業株式会社社外監査役
- 2007年 6月 当社社外監査役
- 2009年 6月 株式会社ニッキ社外取締役（現任）
- 2011年 4月 第一東京弁護士会副会長
- 2012年 3月 サッポロホールディングス株式会社社外監査役（現任）
- 2013年 6月 当社社外取締役（現任）
- 2015年 6月 大正製薬ホールディングス株式会社社外監査役（現任）
- 2015年10月 中央大学外部評価委員（現任）
- 2016年 4月 日本弁護士連合会理事

◆ 重要な兼職の状況

弁護士、株式会社ニッキ社外取締役、サッポロホールディングス株式会社社外監査役、大正製薬ホールディングス株式会社社外監査役、中央大学外部評価委員

◆ 社外取締役候補者とした理由

弁護士としての豊富な企業法務の専門知識・経験に加え、他社の社外取締役としての経験があり、会社経営に十分な見識を有しております。直接会社の経営に関与したことはありませんが、この見識を活かし、当社グループ経営全般の監視、監督機能の強化、取締役会の透明性向上などに更に寄与することができると判断しましたので、社外取締役として適任であると考えております。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 1. 佐藤順哉と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。
2. 当社は、佐藤順哉を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

候補者
番号

6

まつ なが
松永
もり お
守央
(1949年8月7日生)

所有する当社の株式数： 35,000株
取締役在任年数： 1年
取締役会への出席状況： 100% (13回/13回)



再 任

社 外

独 立

◆ 略歴、当社における地位および担当

- 1977年 8 月 米国テネシー大学博士研究員
- 1978年 10月 九州工業大学工学部講師
- 1980年 10月 同大学工学部助教授
- 1996年 9 月 同大学工学部教授
- 2003年 4 月 同大学工学研究科機能システム創成工学専攻教授
- 2004年 4 月 国立大学法人九州工業大学理事
- 2007年 4 月 同大学副学長
- 2010年 4 月 同大学学長
- 2016年 6 月 公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長（現任）
- 2016年 6 月 公益財団法人九州ヒューマンメディア創造センター理事長（現任）
- 2016年 6 月 当社社外取締役（現任）
- 2017年 4 月 北九州市立大学経営審議会委員（現任）

◆ 重要な兼職の状況

公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長
公益財団法人九州ヒューマンメディア創造センター理事長
北九州市立大学経営審議会委員

◆ 社外取締役候補者とした理由

工学における専門知識と大学教授および国立大学法人の学長としての組織運営の経験を有しております。直接会社の経営に関与したことはありませんが、この豊富な経験を活かし、当社グループ経営全般の監視、監督機能の強化、取締役会の透明性向上などのために更に寄与することができると判断しましたので、社外取締役として適任であると考えております。

◆ 当社との特別の利害関係

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 松永守央と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。
2. 当社は、松永守央を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
3. 取締役会への出席状況につきましては、2016年6月29日の就任後に開催された取締役会を対象としております。

19～22頁

＜株主提案（第5号議案から第8号議案まで）＞ 株主1名（議決権数301個）からご提案された議案

- 第5号議案から第8号議案までは、1名の株主様（議決権数301個）からのご提案となっております。
- 各議案の提案の内容および提案の理由は、誤字・脱字や事実認識も含め原文のまま記載しております。

株主提案 とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。

このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、1名の株主様から4議案のご提案がなされたため、これを掲載しておりますが、取締役会としては、これらの議案いずれにも **反対** しております。

次頁以降の当社取締役会の意見をご確認いただき、議決権の行使をお願い申し上げます。

株主提案

第5号議案

普通株式1株当たり金20円を金銭により配当する。

1. 提案の内容

第92期の期末配当について、普通株式1株当たり金20円を金銭により配当する。

2. 提案の理由

平成29年3月期通期連結業績予想数値は、親会社株主に帰属する当期純利益は130億円となっている。平成29年3月期の、カセロネス銅鉱山事業に関する累計減損額は、約520億円と予測されている。更に中期経営計画では、平成28年3月期にカセロネス銅鉱山事業から経常利益75億円を見込まれており、2年間で経常利益が約150億円未達である。

即ち、広義で利益及び損失を表すと、平成29年3月期で、カセロネス銅鉱山事業に関する累計損失は、およそ650億円前後で極めて大きな損失額である。

この原因は、当時の経営者が契約内容を全く理解せずに、経営判断をしたことによるものである。即ち、大失態によって惹起した損失であり経営者の責任は大きい。

一方、この損失にも関わらず、平成29年3月期の純利益が130億円で、前期と比べても約340億円のプラスである。したがって、経営者は強い責任感を示し、前期比増益額約340億円の1/3を株主還元すべきである。これこそが、株主から優良企業と評価される第一歩である。

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に**反対**いたします。

剰余金の配当につきましては、「将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた適正な利益配分を行うこと」を基本方針としております。

2017年3月期の当社グループの自己資本比率33.5%は、製造業平均を下回っており、将来の事業展開に向けた投資を継続し経営体質強化を図るうえで、決して満足するレベルの内部留保ではないと考えます。

従いまして、取締役会としては、普通株式1株当たり金20円を金銭により配当するとのことにご提案に反対いたします。

なお、チリのカセロネス銅鉱山の開発に関連して、契約内容を全く理解せずに経営判断をしたとの記載がありますが、当社は、JX金属株式会社との共同出資によるパンパシフィック・カッパー株式会社を通じて参画しており、参画にあたっては、鉱量確認探鉱、選鉱試験等による経済性評価の結果を踏まえ、取締役会として適正な経営判断を行っております。

第6号議案

定款一部変更の件（独立取締役2名以上の選任を義務付ける。）

1. 提案の内容

定款一部変更の件
定款に以下の条文を加える。
独立取締役2名以上の選任を義務付ける。

2. 提案の理由

上場会社は、一般株主保護のため、独立役員を1名以上確保しなければならない旨を、上場規程の企業行動規範のうち「遵守すべき事項」として規定している。

更に、コーポレートガバナンス・コードでは上場会社は「独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである」としている。当社の定款第19条に、当社の取締役は21名以内と記されている。しかし、現状は社外取締役2名を含めて取締役6名である。

一方、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の中で、公正かつ価値ある企業活動を可能とするための制度上の裏付けの一項として、社外取締役・社外監査の選任が掲げられている。

したがって、取締役が如何に少数精鋭であろうが、企業価値を高めるためにも、独立取締役2名の選任を絶対的条件とすべきである。

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

コーポレートガバナンスを実効性のあるものとするために、社会情勢や事業環境の変化等を踏まえて、都度、経営上の組織体制や仕組みを見直し、効果的な施策を講じていく必要があると考えております。そのため、当社においては、コーポレートガバナンスに関し機動的かつ有効な対応がとれるように、ステークホルダーとの関係、組織体制、情報開示などに関する基本的な考え方をコーポレートガバナンス・ガイドラインに定めて公開し、これを遵守する立場を明らかにしております。

このガイドラインにおいて、独立取締役については、2名以上の社外取締役を選任することおよび社外取締役の独立性基準を定めております。

従いまして、取締役会としては、ご提案のあった「独立取締役2名以上の選任を義務付ける。」との規定を定款に設けることは不要であると判断し、反対いたします。

第7号議案

定款一部変更の件（株主との対話に関する規定を設けて開示する。）

1. 提案の内容

定款一部変更の件

定款に以下の条文を加える。

経営者または取締役会と株主との対話に関する規定を設け、株主に開示しなければならない。

2. 提案の理由

コーポレートガバナンス・コードが制定され、上場企業の取締役会は、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきであると明文化され、投資家から注目されている。ところが当社取締役会が株主と面談し、中長期的な企業価値の向上策、即ち、資産効率性の向上、流動資産・固定資産の圧縮、戦略見直し等について議論する機会は、決算説明会及び定時株主総会の数時間に限られている。このような現状は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則に反する。したがって、当社の中長期的な企業価値の最大化の実現を目指し、株主と経営陣または取締役会との対話の規定を設け、株主に開示すべきである

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に**反対**いたします。

株主の皆様との対話につきましては、コーポレートガバナンス・ガイドラインに当社における株主様との建設的な対話を促進するための体制および取り組みに関する方針を定めております。

従いまして、取締役会としては、ご提案のあった「経営者または取締役会と株主との対話に関する規定を設け、株主に開示しなければならない。」との規定を定款に設けることは不要であると判断し、反対いたします。

第8号議案

定款一部変更の件（株主資本利益率（ROE）目標に対する会社方針を開示する。）

1. 提案の内容

定款一部変更

以下の条項を定款に規定する

『経済産業省「伊藤レポート」で定められた株主資本利益率（ROE）目標への対応について当社の方針を開示しなくてはならない』

2. 提案の理由

平成26年8月に発表された伊藤レポートは（一橋大学大学院商学研究科の伊藤邦雄教授を座長とする経済産業省のプロジェクトによる最終報告書「持続的成長への競争力とインセンティブー企業と投資家の望ましい関係構築」である。）そのなかで、国際的な投資家が日本企業に対して求めている株主資本利益率（ROE）を、8%が最低限の目標として提示された。このことは、上場企業の資本コストの概念が明確になったといえる。当社のROEは、過去10期の平均が5.65%である。乱降下している実態を鑑み、レポートの趣旨を踏まえた企画・行動が望ましい。企業と投資家が共に持続的な企業価値の向上、及び、中長期的にROE向上をめざし、会社としてどのような経営戦略と資本政策を取るか、株主との適切な対話が望まれる。

[当社取締役会の意見]

反対

取締役会としては、次の理由により本議案に **反対** いたします。

取締役会としては、投資家が企業を評価する上でROEは重要な経営指標のひとつであることを認識しておりますが、一方で、「伊藤レポート」にもあるようにROEは、実際の経営指標として現場に落とし込みにくいことや負債の比率を高めるとROEの水準と変動性もともに高まるという財務レバレッジの考え方が馴染まないことから、ROEのみを経営指標とすることには疑義を呈します。

コーポレートガバナンス・コードにおきましても、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報についての開示を適切に行うべきとあるように当社においてもこれら情報の適切な開示を行っていく旨をコーポレートガバナンス・ガイドラインに定めております。

従いまして、取締役会としては、ご提案のあった『経済産業省「伊藤レポート」で定められた株主資本利益率（ROE）目標への対応について当社の方針を開示しなくてはならない』について定款に規定することは不要であると判断し、反対いたします。

以上

1 三井金属グループの現況

1) 事業の経過および成果

経済概況

当期の世界経済は、英国の欧州連合（EU）からの離脱問題や米国新政権の経済政策の不透明感から、中国および新興国経済や株式・為替等の金融市場に与える影響が懸念される中で、一部に弱さは見られるものの全体としては緩やかな回復基調で推移しました。米国では企業業績や個人消費が堅調に推移し、景気は緩やかに回復しました。中国では景気減速が懸念されましたが、各種政策効果により景気は下支えされました。一方、わが国経済においても、所得や雇用情勢の改善を背景に個人消費も持ち直しつつあり、アジア向けを中心とした輸出は堅調に推移し、景気は緩やかに回復してきました。

業界動向と当社の状況

当社グループを取り巻く環境としては、非鉄金属相場は、亜鉛・鉛・銅価格が上昇したものの、インジウム価格は下落しました。また、為替相場は上半期において円高となったものの、下半期に入り一転し、急速に円安が進行しました。キャリア付極薄銅箔やプリント配線板用電解銅箔、スパッタリングターゲットの需要は堅調に推移しました。

	当期	前期	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	436,330	450,553	△14,223	△3.2
営業利益	38,461	11,137	27,324	245.3
経常損益	31,047	△11,284	42,332	—
親会社株主に帰属する当期純損益	18,674	△20,926	39,600	—

当社グループの取り組み

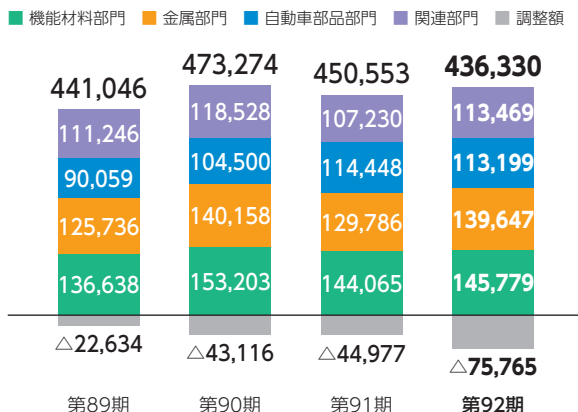
このような状況の下、当社グループは10年後のありたい姿である「機能材料、金属、自動車部品の3事業を核に、成長商品・事業を継続的に創出し、価値を拡大し続けている会社」を実現するために、「16中計」を昨年4月よりスタートしました。特に中計初年度である当期は、重点施策である「既存事業の基盤強化」として、四輪車向け排ガス浄化触媒の海外拠点立ち上げ、キャリア付極薄銅箔の用途拡大、リサイクル事業の強化、カセロネス銅鉱山の安定的な操業が可能な体制確立に向けた改善の推進、自動車部品の海外拠点強化等の諸施策を実施してまいりました。また、「将来への布石作り」として、水力発電事業への投資を実行しております。

当期の業績

この結果、売上高は、前期比14,223百万円減少の436,330百万円となりました。営業利益は、非鉄金属相場や為替相場の変動に伴うたな卸資産の在庫影響（以下「在庫要因」）が好転し、機能材料部門において主要製品の販売量が増加したこと等により、前期比27,324百万円増加の38,461百万円となりました。経常損益は、持分法による投資損失6,303百万円等を計上したものの、前期に計上したチリのカセロネス銅鉱山の減損損失の影響がなくなったこと等から、前期比42,332百万円改善し31,047百万円の利益となりました。特別損益においては、投資有価証券売却益573百万円等の特別利益や固定資産除却損2,840百万円、減損損失2,044百万円等の特別損失を計上しました。加えて、税金費用および非支配株主に帰属する当期純利益を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損益は前期比39,600百万円改善し18,674百万円の利益となりました。

<ご参考> 部門別売上高推移

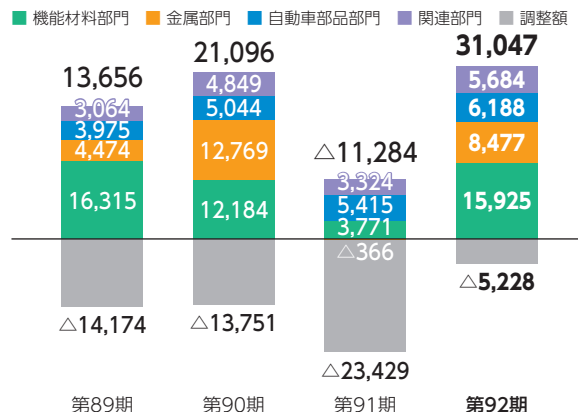
(単位：百万円)



(注) 事業部門間の売上高等は調整額で控除しております。

<ご参考> 部門別経常損益推移

(単位：百万円)



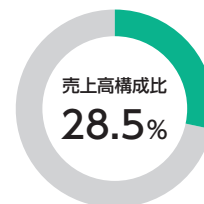
(注) 事業部門間の取引等は調整額で控除しております。

機能材料部門



売上高 1,457億79百万円 (前期比 1.2%増↑)

経常利益 159億25百万円 (前期比 322.3%増↑)



<主要製品> 2017年3月31日現在

電池材料（水素吸蔵合金など）、排ガス浄化触媒、機能粉（電子材料用金属粉、酸化タンタルなど）、銅箔（キャリア付極薄銅箔、プリント配線板用電解銅箔など）、スパッタリングターゲット（ITOなど）、セラミックス製品

電池材料

ハイブリッド車、電気自動車等の環境対応車の市場は好調に推移しましたが、リチウムイオン電池に使用される主要原料の転換等から、総じて販売量は減少しました。これにより、売上高は前期に比べて減少しました。



電池材料

排ガス浄化触媒

主力の二輪車向け排ガス浄化触媒は、インドでの販売が、下半期に入り高額紙幣切り替えの影響で一時的に減少しましたが、通期では前期に比べて増加しました。一方、中国およびその他の新興国における需要が低調であったことから、全体として販売量は減少しました。四輪車向け排ガス浄化触媒は、米国において搭載されている車種の生産が本格化したことから販売量は増加しました。売上高は、二輪車向け排ガス浄化触媒の販売量の減少があったものの、インドの子会社であるMitsui Kinzoku Components India Private Limitedが、当期より決算日を3月31日に変更し、15ヶ月間を連結したことから前期に比べて増加しました。



排ガス浄化触媒

機能粉

電子材料用金属粉や高純度酸化タンタルは、中華スマホの高機能化と需要拡大、電装化の進む自動車向けの需要が堅調であったことから販売量は増加しました。この結果、売上高は前期に比べて増加しました。



機能粉

銅箔

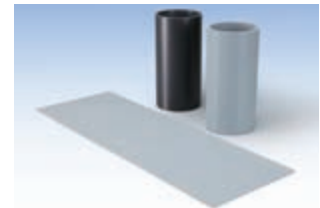
キャリア付極薄銅箔は、中華スマホの高機能化と需要拡大により販売量は増加しました。また、プリント配線板用電解銅箔も、スマートフォンおよび通信インフラ向けを中心に販売量が増加しました。この結果、売上高は前期に比べて増加しました。



銅箔

スパッタリングターゲット

主力のITOは、中国および台湾における液晶パネルの大型化の進展により、需要が堅調であったことから販売量は増加しました。一方、ITOの主要原料であるインジウムの価格が下落したことから販売価格が低下し、売上高は前期に比べて減少しました。



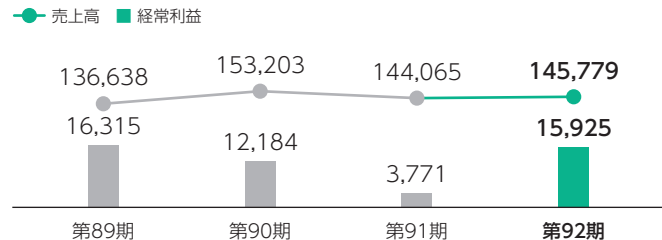
スパッタリングターゲット

以上の結果、機能材料部門の売上高は、前期比1,714百万円増加の145,779百万円となり、経常利益は、主要製品の販売量が増加し、在庫要因も好転したことから、前期比12,154百万円増加の15,925百万円となりました。

(注) 当期より「金属粉」「レアメタル化合物」を合わせ「機能粉」へ名称を変更しております。

売上高／経常利益

(単位：百万円)



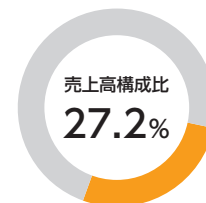
金属部門



売上高 1,396億47百万円 (前期比 7.6%増↑)

経常利益 84億77百万円 (前期は366百万円の経常損失)

<主要製品> 2017年3月31日現在
亜鉛、鉛、銅、金、銀、資源リサイクル



亜鉛

国内の亜鉛メッキ鋼板向け需要は、自動車向けが低調に推移したこと等から減少しました。一方、亜鉛のLME（ロンドン金属取引所）価格は上昇したことから国内の亜鉛価格も上昇し、売上高は前期に比べて増加しました。



亜鉛

金・銀

金・銀ともに前期に比べ国際相場は上昇したものの、為替相場は円高となったことから、国内価格は同水準となり、売上高は前期に比べて微減となりました。

鉛

国内の鉛蓄電池向け需要は、取替用の需要が堅調であったこと等から増加しました。加えて、鉛のLME（ロンドン金属取引所）価格は上昇したことから国内の鉛価格も上昇し、売上高は前期に比べて増加しました。



鉛

以上の結果、金属部門の売上高は、前期比9,860百万円増加の139,647百万円となり、経常損益は、カセロネス銅鉱山における安定的な操業が可能な体制への遅れの影響があるものの、在庫要因が好転したこと等から、前期比8,843百万円改善し8,477百万円の利益となりました。



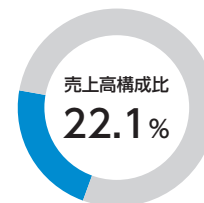
自動車部品部門



売上高 1,131億99百万円 (前期比 1.1%減↓)

経常利益 61億88百万円 (前期比14.3%増↑)

<主要製品> 2017年3月31日現在
自動車用ドアロック



自動車用ドアロック

国内市場は軽自動車税の増税の影響等により低調でしたが、米国市場は好調であり、中国市場も小型車向け減税措置の影響等により好調に推移しました。主要製品であるサイドドアラッチの販売量は増加しましたが、販売価格は低下しました。

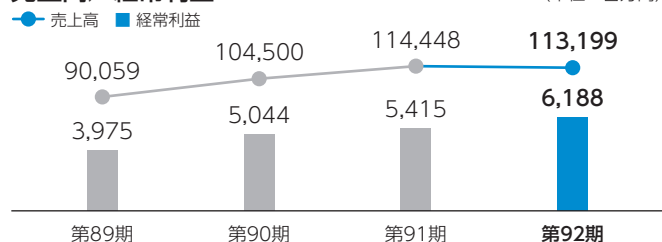


自動車用ドアラッチ

以上の結果、自動車部品部門の売上高は、前期比1,249百万円減少の113,199百万円となりましたが、経常利益は、原価低減活動や部品の現地調達化の進展によるコスト改善等により、前期比773百万円増加の6,188百万円となりました。

(注) 当期より「自動車機器部門」から「自動車部品部門」へ名称を変更しております。

売上高／経常利益

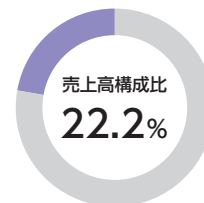


関連部門



売上高 1,134億69百万円 (前期比 5.8%増↑)

経常利益 56億84百万円 (前期比71.0%増↑)



<主要製品> 2017年3月31日現在

各種産業プラントエンジニアリング、ダイカスト製品、粉末冶金製品、伸銅品、パーライト製品など

各種産業プラントエンジニアリング

各種産業プラントの受注高は、前期に引き続き海外プラント工事の受注環境が低調であったものの、国内グループ企業の水力発電設備や定期修理工事等の受注により堅調に推移しました。売上高は、水力発電設備の工事進行基準による完成計上や大型の建屋新設工事等があったことから増加しました。



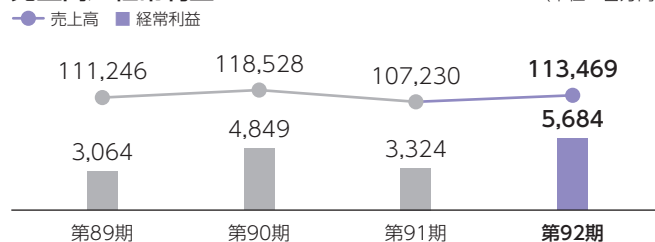
産業プラントエンジニアリング

以上の結果、関連部門の売上高は、前期比6,239百万円増加の113,469百万円となり、経常利益は、前期比2,359百万円増加の5,684百万円となりました。

(注) 当期より「エンジニアリング」から「各種産業プラントエンジニアリング」へ名称を変更しております。

売上高／経常利益

(単位：百万円)



2) 設備投資の状況

当社グループにおける設備投資の総額は、37,718百万円で事業部門別の内訳は次のとおりであります。

事業部門	設備投資金額 (百万円)	設備投資の主な内容・目的
機能材料	13,164	四輪車向け排ガス浄化触媒、高純度五酸化タンタルの生産体制増強 等
金属	16,846	水力発電設備の大規模更新 等
自動車部品	5,152	設備の生産性向上・省力化 等
関連	2,316	設備の維持・更新 等
その他	238	
合計	37,718	

(注) 事業部門間の取引に伴う未実現利益はその他欄にて控除しております。

3) 資金調達の状況

第10回無担保国内普通社債の償還資金として、2016年11月に第16回無担保国内普通社債100億円を発行いたしました。

4) 研究開発および資源開発の状況

研究開発

当社がコア技術とする「電気化学」、「粉体制御」、「分離精製」を応用した製品開発に注力しております。具体的には、車載用燃料電池向け材料、全固体リチウムイオン二次電池向け固体電解質、微粒金属粉等の、主として次世代エネルギー変換材料や電子部品関連材料の研究開発に取り組みました。

資源開発

ペルーのワンサラ鉱山周辺において探鉱を実施しました。

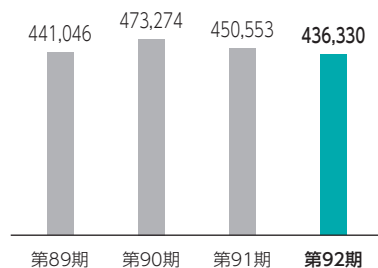
5) 財産および損益の状況の推移

		第89期	第90期	第91期	第92期
売上高	(百万円)	441,046	473,274	450,553	436,330
経常損益	(百万円)	13,656	21,096	△11,284	31,047
親会社株主に帰属する 当期純損益	(百万円)	3,662	17,237	△20,926	18,674
総資産	(百万円)	503,825	538,646	484,800	518,981
純資産	(百万円)	169,867	207,106	179,566	184,421
フリーキャッシュ・フロー	(百万円)	△34,124	10,827	24,001	△14,081
設備投資額	(百万円)	27,160	28,906	28,446	37,718
ROE (自己資本当期純利益率)	(%)	2.4	9.6	△11.4	10.9
ROA (総資産経常利益率)	(%)	2.9	4.0	△2.2	6.2
自己資本比率	(%)	31.9	36.6	35.0	33.5
D/Eレシオ	(倍)	1.36	1.07	1.13	1.19
1株当たり当期純損益	(円)	6.41	30.18	△36.64	32.70
1株当たり純資産額	(円)	281.67	344.91	296.85	304.64
1株当たり配当金	(円)	4.00	6.00	6.00	7.00

(注) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

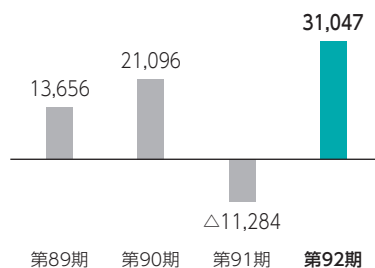
売上高

(単位：百万円)



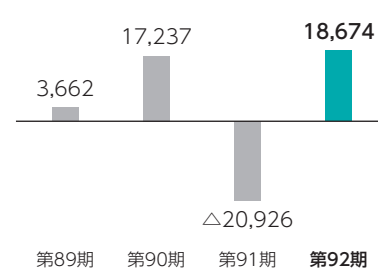
経常損益

(単位：百万円)



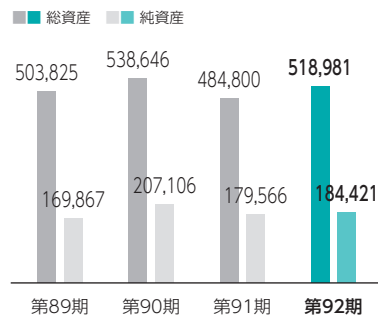
親会社株主に帰属する 当期純損益

(単位：百万円)



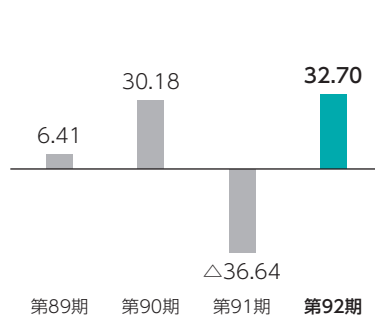
総資産／純資産

(単位：百万円)



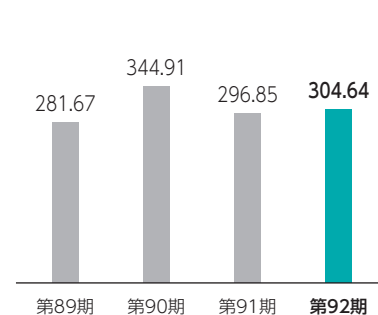
1株当たり当期純損益

(単位：円)



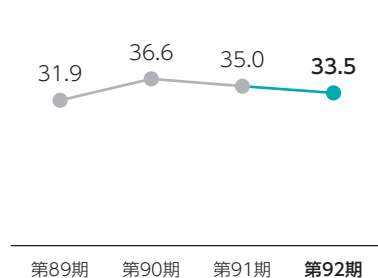
1株当たり純資産額

(単位：円)



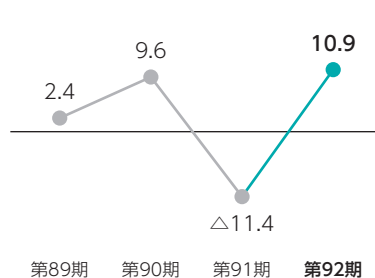
自己資本比率

(単位：%)



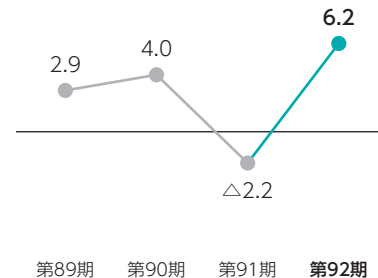
ROE (自己資本当期純利益率)

(単位：%)



ROA (総資産経常利益率)

(単位：%)



6) 対処すべき課題

2017年度の世界経済は、米国経済ならびに中国経済の持ち直しなどを背景に、回復局面が続くと見られる一方で、欧米での保護主義政策拡大など不確実性が高い状況にあります。同様に日本経済においても、世界経済の持ち直しや設備投資の回復などにより、緩やかな拡大基調が見込まれる一方で、地政学的リスクの増大が懸念される状況にあります。

当社グループを取り巻く事業環境については、非鉄金属相場が堅調に推移することによるプラス要因があるものの、エネルギーコストの上昇、原料価格の高騰などによるリスクも依然として存在しております。

このような中、当社グループは「機能材料、金属、自動車部品の3事業を核に、成長商品・事業を継続的に創出可能な体制を構築する」を「16中計」の基本方針として、各事業セグメントで「13中計の収穫」「既存事業の基盤強化」「将来への布石作り」の重点施策に取り組み、経営基盤の強化を図ってまいりました。

「16中計」の2年目となる2017年度は、中計の帰趨を見極める重要な年と認識しております。各事業セグメントにおいて、以下の重点施策を確実に実行してまいります。

機能材料事業においては、銅箔事業は、キャリア付極薄銅箔の用途拡大が想定以上に早く進む見込みであり、これに合わせた生産能力の増強を進めるとともに、排ガス浄化触媒事業は、二輪車向けのシェア維持および四輪車向けの事業収益貢献に注力してまいります。

金属事業においては、特にリサイクル原料の処理量の増加に重点をおいた取り組みを実行してまいります。また、2019年度からの利益貢献を予定している水力発電事業への投資も確実に実行してまいります。カセロネス銅鉱山については、安定的な操業が可能な体制の確立に向けた支援に努めてまいります。

自動車部品事業では、国内拠点の収益改善および海外拠点の戦力化のためのコスト低減を継続するとともに2019年度以降の布石として北米市場、中国市場への拡販を積極的に推進してまいります。

これらの施策に加えて、キャッシュ・フローを重視し、財務体質の改善を確実に実行するとともに、的確な事業判断をこれまで以上に推し進め、スピード感を持った競争力のある企業体質への転換を実現することにより企業価値の向上に努めてまいります。

中期経営計画「16中計」 2016年4月～2019年3月

～新たな成長ステージに向けた経営基盤の強化～

基本方針

機能材料、金属、自動車部品の3事業を核に、
成長商品・事業を継続的に創出可能な体制を構築する

経営目標 (2018年度)

経常利益 …………… 350億円

自己資本比率 …………… 37%

前提諸元

亜鉛 ……………	2,200 \$ / t
銅 ……………	250 ¢ / lb
為替 ……………	110円 / \$

[重点施策]

機能材料事業においては、排ガス浄化触媒事業における四輪車向け増産投資の収益貢献、銅箔事業における極薄銅箔の更なる拡販を実現してまいります。また、企画部門の強化と研究体制の一元化により「市場共創型（企業が提供する商品やサービス等をお客様とともに創る形態）」の事業体へ変革しつつ、成長商品・事業を創出してまいります。

金属事業においては、非鉄金属リサイクル原料の集荷量・処理量の増加等により、当社グループの強みである製錬ネットワークを強化していくとともに、回収プロセス技術の開発も進め、有価金属回収量を増加させ、収益拡大に努めてまいります。カセロネス銅鉱山においては、今後もパンパシフィック・カッパー株式会社を通じて、操業状況を的確に把握し、早期のフル操業体制確立に向けて、監視を強化してまいります。

ドアロックを主力とする**自動車部品事業**では、13中計で設立した新規海外拠点の戦力化と2019年度以降への布石として北米市場・中国市場への拡販を積極的に推進していくとともに原価低減にも継続的に注力し事業拡大に努めてまいります。

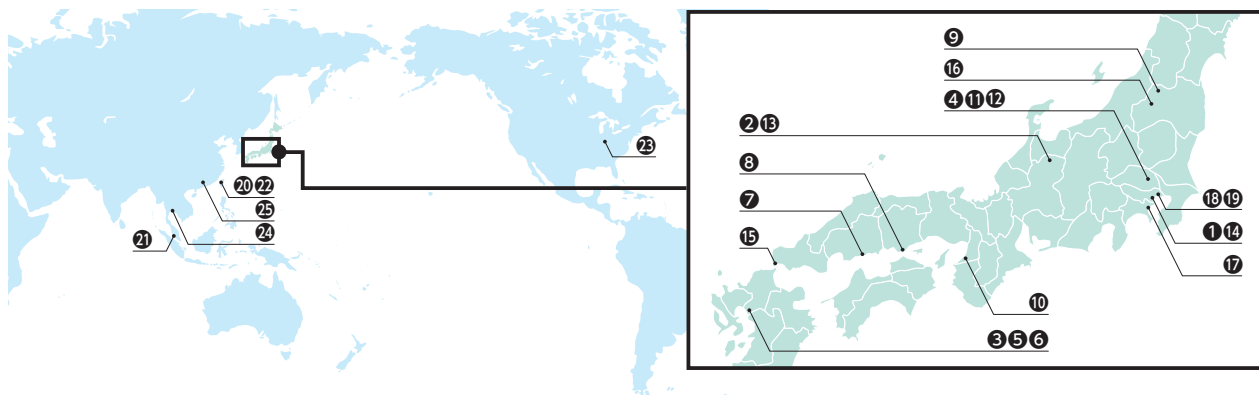
7) 主要拠点等 (2017年3月31日現在)

① 当社

本店	① 東京都品川区大崎一丁目11番1号	
工場	② 触媒神岡工場 (岐阜県飛騨市)	⑦ 竹原製煉所 (広島県竹原市)
	③ レアメタル三池工場 (福岡県大牟田市)	⑧ 日比製煉所 (岡山県玉野市)
	④ 銅箔上尾事業所 (埼玉県上尾市)	⑨ パーライト喜多方工場 (福島県喜多方市)
	⑤ 薄膜材料三池工場 (福岡県大牟田市)	⑩ パーライト大阪工場 (大阪府貝塚市)
	⑥ セラミックス大牟田工場 (福岡県大牟田市)	
研究所	⑪ 基礎評価研究所 (埼玉県上尾市)	
	⑫ 機能材料研究所 (埼玉県上尾市)	

② 子会社

国内	⑬ 神岡鉱業株式会社 (岐阜県飛騨市)	⑰ 三井金属アクト株式会社 (神奈川県横浜市)
	⑭ 八戸製錬株式会社 (東京都品川区)	⑱ 三井金属商事株式会社 (東京都墨田区)
	⑮ 彦島製錬株式会社 (山口県下関市)	⑲ 三井金属エンジニアリング株式会社 (東京都墨田区)
	⑯ 奥会津地熱株式会社 (福島県柳津町)	
海外	⑳ 台湾銅箔股份有限公司 (台湾)	㉓ ジーコム社 (アメリカ合衆国)
	㉑ 三井銅箔(マレーシア)社(マレーシア)	㉔ 三井サイアムコンポーネンツ社 (タイ)
	㉒ 台湾特格股份有限公司 (台湾)	㉕ 広東三井汽車配件有限公司 (中国)



8) 重要な子会社の状況 (2017年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社出資比率 (%)	主要事業内容
台湾銅箔股份有限公司	800 百万ニュー台湾ドル	95.0	プリント配線板用電解銅箔の製造、販売
三井銅箔 (マレーシア) 社 (Mitsui Copper Foil (Malaysia) Sdn.Bhd.)	330 百万マレーシアリンギット	100.0	プリント配線板用電解銅箔の製造、販売
台湾特格股份有限公司	600 百万ニュー台湾ドル	100.0	スパッタリングターゲットの製造、販売
神岡鋳業株式会社	4,600	100.0	亜鉛・鉛の製錬および金属粉等の製造
八戸製錬株式会社	4,795	85.5	亜鉛・鉛の製錬
彦島製錬株式会社	460	100.0	亜鉛の製錬および金属粉・電池材料等の製造
奥会津地熱株式会社	100	100.0	地熱発電用地熱蒸気の販売
三井金属アクト株式会社	3,000	100.0	自動車用ドアロックの製造、販売
ジーコム社 (GECOM Corp.)	15,750 千米ドル	100.0	自動車用ドアロックの製造、販売
三井サイアムコンポーネンツ社 (Mitsui Siam Components Co.,Ltd.)	210 百万タイバート	100.0	自動車用ドアロックの製造、販売
広東三井汽车配件有限公司	71,212 千人民元	100.0	自動車用ドアロックの製造、販売
三井金属商事株式会社	240	100.0	非鉄金属および電子材料等の販売
三井金属エンジニアリング株式会社	1,085	63.4	各種産業プラントエンジニアリングおよびポリエチレン複合パイプの製造、販売、工事

9) 従業員の状況 (2017年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門	従業員数 (名)
機能材料	3,268 (600)
金属	1,545 (368)
自動車部品	5,026 (118)
関連	1,590 (155)
その他	201 (19)
合計	11,630 (1,260)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に外数で記載しております。臨時従業員には、臨時工、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,739 (303)	42.7	16.4

(注) 従業員数は就業人員であります。臨時従業員は () 内に外数で記載しており、平均年齢、平均勤続年数には含んでおりません。

10) 主要な借入先の状況 (2017年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	19,572
三井住友信託銀行株式会社	13,626
株式会社みずほ銀行	8,498
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,936
農林中央金庫	4,292

2 会社の現況

1) 株式の状況 (2017年3月31日現在)

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 1,944,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 572,966,166株 |
| ③ 株主数 | 39,776名(前期比8,510名減) |
| ④ 大株主(上位10名) | |

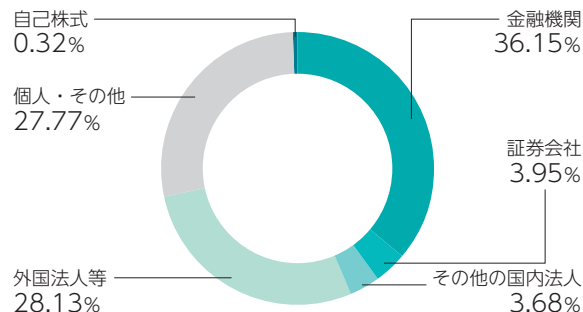
株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	62,221	10.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	46,495	8.14
三井金属社員持株会	12,205	2.13
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN VALUE EQUITY CONCENTRATED FUND A SERIES OF 620135	10,657	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	10,457	1.83
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	10,118	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	7,909	1.38
JPMCB:CREDIT SUISSE SECURITIES EUROPE-JPY 1007760	7,738	1.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	7,676	1.34
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	7,652	1.33

(注) 持株比率は自己株式(1,865,050株)を控除して計算しております。

所有者別株式分布状況(ご参考)

区分	所有株式数 (千株)	所有株式数の割合 (%)
金融機関	207,107	36.15
証券会社	22,640	3.95
その他の国内法人	21,074	3.68
外国法人等	161,184	28.13
個人・その他	159,093	27.77
自己株式	1,865	0.32

所有株式数の割合



2) 会社役員の様況

① 取締役および監査役の様況 (2017年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の様況
代表取締役社長	西 田 計 治		
代表取締役 常務取締役	納 武 士	常務執行役員 機能材料事業本部長	パウダーテック株式会社社外監査役
取締役	久 岡 一 史	常務執行役員 金属事業本部長	
取締役	大 島 敬	常務執行役員 経営企画本部長 経営企画部長	
社外取締役	佐 藤 順 哉		弁護士 株式会社ニッキ社外取締役 サッポロホールディングス株式会社社外監査役 大正製薬ホールディングス株式会社社外監査役 中央大学外部評価委員 日本弁護士連合会理事
社外取締役	松 永 守 央		公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長 公益財団法人九州ヒューマンメディア創造センター理事長
常勤監査役	森 俊 樹		
常勤監査役	門 脇 隆		株式会社ナカボーテック社外監査役
社外監査役	三 浦 正 晴		弁護士 宮坂建設工業株式会社社外監査役 東亜大学通信制大学院総合学術研究科(修士課程)法学専攻教授 公益財団法人アジア刑政財団審議役 OUGホールディングス株式会社社外取締役
社外監査役	細 野 哲 弘		公益財団法人中東調査会常任理事 株式会社JECC代表取締役社長

(注) 1. 監査役門脇隆は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 当期の役員の変動(2016年6月29日付)

- ① 取締役仙田貞雄、連尾充彦、森俊樹、柴田裕通の4名は、辞任いたしました。
- ② 監査役小佐野明、若杉隆平の2名は、任期満了により退任いたしました。
- ③ 松永守央は、新たに取締役に就任いたしました。
- ④ 森俊樹、細野哲弘の2名は、新たに監査役に就任いたしました。

3. 役員の重要な兼職の状況

- ① 取締役納武士は、2016年6月29日付でパウダーテック株式会社社外監査役に就任いたしました。
- ② 取締役久岡一史は、2016年6月29日付で任期満了によりパウダーテック株式会社社外監査役を退任いたしました。
- ③ 取締役大島敬は、2016年6月29日付で株式会社ナカポーテック社外取締役を辞任いたしました。
- ④ 社外取締役佐藤順哉は、2017年3月31日付で日本弁護士連合会理事を退任いたしました。
- ⑤ 社外取締役松永守央は、2016年6月22日付で公益財団法人北九州産業学術推進機構理事長に就任いたしました。
- ⑥ 社外取締役松永守央は、2016年6月23日付で公益財団法人九州ヒューマンメディア創造センター理事長に就任いたしました。
- ⑦ 社外取締役松永守央は、2017年4月1日付で北九州市立大学経営審議会委員に就任いたしました。
- ⑧ 社外監査役細野哲弘は、2016年6月29日付で株式会社JECC代表取締役社長に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	人数(名)	報酬等の額(百万円)
取締役	10	277
監査役	6	82
合計	16	360

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において月額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において月額15百万円以内と決議いただいております。
3. 2014年4月22日の取締役会において、取締役賞与制度を廃止し、取締役報酬は、2005年6月29日開催の第80期定時株主総会において既にご承認いただいている報酬限度額の範囲内で、一定の基礎報酬に加えて業績に連動した業績報酬を加算して算定する（ただし、社外取締役は基礎報酬のみとし、業績報酬の加算は行わない。）ことを決定いたしました。なお、取締役報酬額は、従来どおり、社長、人事担当取締役、社外取締役、アドバイザーの社外監査役からなる報酬委員会にて決定いたします。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等における重要な兼職の状況

「①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、当社はいずれの法人等とも特別の関係はありません。

ロ. 当期における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	佐藤 順 哉	当期開催の取締役会17回すべてに出席しました。主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制、議案および審議等について適宜必要な発言を行っております。
取締役	松永 守 央	就任以降、当期開催の取締役会13回すべてに出席しました。工学における専門知識と長年にわたる大学教育に携わった豊富な経験から、議案および審議等について適宜必要な発言を行っております。
監査役	三浦 正 晴	当期開催の取締役会17回および監査役会12回すべてに出席しました。検事および弁護士としての法曹界における経験と専門的見地から、議案および審議等について適宜必要な発言を行っております。
監査役	細野 哲 弘	就任以降、当期開催の取締役会13回および監査役会9回すべてに出席しました。通商産業政策の立案、実行など行政に携わった豊富な経験と会社経営者としての見地から、議案および審議等について適宜必要な発言を行っております。

ハ. 社外役員の報酬等の総額

	人数 (名)	報酬等の額 (百万円)
社外役員の報酬等の総額	6	60

二. 独立役員の届出について

当社の社外役員は、いずれも経営陣をはじめとする特定の者と利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。当社は、社外取締役（佐藤順哉、松永守央）および社外監査役（三浦正晴、細野哲弘）の4名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております（当社における社外役員の独立性基準につきましては次ページをご参照ください。）。

ご参考

取締役および監査役の選任方針

当社は、社長、人事担当取締役、社外取締役等からなる指名検討委員会を設置しており、指名検討委員会は、取締役会が取締役・監査役候補者の指名を行うに当たり、能力、識見、人格を総合的に勘案し、十分に責務が果たせる者を候補者として検討しております。

取締役および監査役の報酬決定方針

取締役の報酬等は株主総会で決議された範囲内において、取締役会から一任を受けた報酬委員会において報酬額決定基準に基づき公正かつ透明性をもって審議のうえ決定しております。

監査役の報酬等は、株主総会で決議された範囲内において、監査役の協議において決定しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、経営の監督機能を十分に発揮できる取締役としてふさわしいものとしております。

社外役員の独立性基準

社外取締役および社外監査役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、金融商品取引所の定める独立性基準を充たす者として、それぞれ以下の独立性基準のいずれにも該当しない者を候補者としております。

(1) 社外取締役

- ア. 当社もしくは当社子会社の業務執行取締役もしくは支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という）またはその就任の前10年間当社もしくは当社子会社の業務執行取締役等であった者
- イ. その就任の前10年内のいずれかの時において当社または当社子会社の取締役もしくは監査役であったことがあり、当該取締役または監査役への就任の前10年間当社または当社子会社の業務執行取締役等であったことがある者
- ウ. 当社の取締役または支配人その他の重要な使用人の配偶者もしくは二親等内の親族

(2) 社外監査役

- ア. その就任の前10年間当社または当社子会社の取締役もしくは支配人その他の使用人であったことがある者
- イ. その就任の前10年内のいずれかの時において当社または当社子会社の監査役であったことがあり、当該監査役への就任の前10年間当社または当社子会社の取締役もしくは支配人その他の使用人であったことがある者
- ウ. 当社の取締役または支配人その他の重要な使用人の配偶者もしくは二親等内の親族

(3) 社外取締役および社外監査役

- ア. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者
- イ. 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
- ウ. 当社グループから、役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者もしくはその団体に所属する者または当社グループを主要な取引先とする法律事務所等の社員等である者
- エ. 最近において前記ア～ウのいずれかに該当していた者
- オ. 次の①から③までのいずれかに掲げる者の二親等以内の親族
 - ①前記アからエまでに掲げる者
 - ②当社の子会社の業務執行者（重要でない者を除く）または業務執行者でない取締役
 - ③最近において②または当社の業務執行者もしくは業務執行者でない取締役に該当していた者

(注)上記 (3) において、「主要な取引先」とみなす基準は次のとおりです。

- ・直前事業年度における当社グループへの当該取引先の取引額（または当該取引先への当社グループの取引額）がその者（または当社グループ）の連結売上高の2%を超える場合

3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当期に係る会計監査人としての報酬等の額	101
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	158

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額は金融商品取引法に基づく監査の報酬額を含めております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の当期の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況、報酬見積りの算出根拠などを、会計監査人および社内関係部署から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、台湾銅箔股份有限公司、三井銅箔（マレーシア）社、台湾特格股份有限公司、ジーコム社、三井サイアムコンポーネンツ社、広東三井汽车配件有限公司は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の法定監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「社債発行に係るコンフォートレター作成業務」を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断したときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、当社の都合により、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人の責に帰すべき事由等により監査契約を継続することができないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、いずれの場合も監査役会は、株主総会に提出する新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定いたします。

ご参考

コーポレートガバナンス

当社では、コーポレートガバナンスとは、株主、お客様、従業員、地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みであるとの認識の下、当社の経営理念である「創造と前進を旨とし 価値ある商品によって社会に貢献し 社業の永続的発展成長を期す」を実現するために、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じていくことであり、経営上の最も重要な課題のひとつとみなしております。

具体的には、「すべてのステークホルダーへの貢献」を目的とし、次の事項に留意した施策を当社グループ全体として実施しております。

- ・株主の皆様に対しては、業績に応じた配当、適切な情報開示
- ・お客様に対しては、価値ある商品の供給
- ・地域社会との関係では、共生・共栄
- ・従業員に対しては、働きがいのある労働環境と労働条件の実現

また、公正かつ価値ある企業活動を可能とするための制度上の裏付けとして、次の施策等を実施しております。

- ・倫理規定を含む各種内部規則の制定
- ・社外取締役・社外監査役の選任
- ・各種内部監査制度や内部通報制度の導入

取締役と業務執行

取締役は、取締役会（毎月1回定時開催のほか随時開催）において経営上の重要な事項を審議するとともに、職務の執行を監督しております。適切かつ効率的に監督機能を果たすために、取締役会は事業に精通した取締役に社外取締役を加えた構成としております。

業務執行については、執行役員制度を導入しております。上級の執行役員をメンバーとする執行最高会議（毎月2回定時開催のほか随時開催）において業務執行に関する重要な事項を審議し、その結果に基づいて執行役員の指揮の下に業務を遂行しております。

取締役に兼務する執行役員の中で、代表取締役社長が三井金属グループの経営計画の立案、決定および推進における最高経営責任を担うとともに、三井金属グループの業務執行における最高業務執行責任を担っております。

なお、当社では、全社経営戦略を業務執行の現場に迅速に徹底させる、また、経営判断にあたっては業務の実情を熟知しておく必要があるとの考えから、代表取締役および業務執行取締役は、全社あるいは各事業部門・機能部門を担当する上級の執行役員を兼務しております。

監査役

当社は監査役制度を採用しております。

監査役は、当社での業務執行経験をもつ常勤監査役2名と、非常勤の社外監査役が2名であります。監査役は、監査役会で決定した監査計画に従い、取締役の職務の執行等を監査しております。

なお、常勤監査役2名のうち1名は、当社の取締役として経営に携わった経験と、人事・総務業務を長年担当しリスクマネジメントに関する相当程度の知見を有する者であります。また1名は、関係会社の取締役として経営に携わった経験と、経理・経営企画業務を長年担当し経理業務に関する相当程度の知見を有する者であります。

監査役会は、監査役全員で構成され、事業の特性を理解したうえで取締役の職務執行を監視することにより経営の健全性を確保しております。監査役会は1か月に1回以上の頻度で開催しております。また、監査役のスタッフとして監査役室を設け、室員5名（兼任）を置いております。

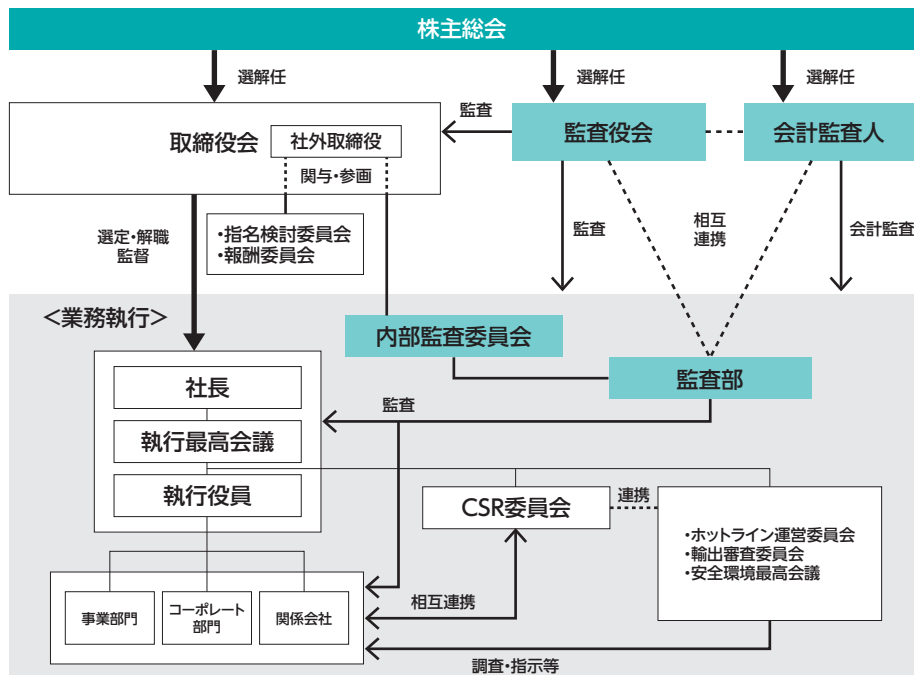
会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、法律の規定に基づいた会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人の指定有限責任社員であり、業務執行社員でもある公認会計士3名が執行しており、その会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他13名であります。

内部監査委員会および監査部

監査役および会計監査人による監査に加えて、社外取締役を委員長とする取締役会直轄の内部監査委員会を組織するとともに、監査部を設置し内部監査を実施することなどにより内部統制機能を強化しております。

当社のコーポレートガバナンス体制の模式図



(注) 当社監査役と関係会社各社の監査役とは随時連携をとっております。

また、当社では、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方等を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しており、下記の当社ウェブサイトにて公開しております。

<http://www.mitsui-kinzoku.co.jp/wp-content/uploads/cgguideline.pdf>

取締役会の実効性評価

取締役会の実効性評価については、各取締役および監査役が意見を出し合い自己評価を実施しておりますが、重要な案件については、取締役会メンバーで議論する新たな仕組みを取り入れるなど取締役会の実効性を高めることに取り組んでおり、議案の審議・モニタリング等において概ね機能していると判断しております。

ただし、株主の皆様との対話等に関する取締役会としての関与など、更なる工夫改善が必要な面もあると認識しており、引き続き取締役会の機能強化に取り組んでまいります。

4) 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容および運用状況の概要は次のとおりであります。

① 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社および当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合するために、取締役および使用人に適用される行動規範である「行動規準」および社内規則によりコンプライアンス体制を明確にし、その推進を図る。
- イ. 「取締役会規則」等の社内規則により各取締役の権限を明確にし、さらに独立性の高い社外取締役の導入により、各取締役の職務執行の透明性を向上させ、適正な職務の執行が行われる体制とする。
- ウ. 財務処理については、その健全性維持等を目的として内部監査を定期的を実施する。

運用状況の概要

2016年6月、法令および社会的良識を踏まえた行動を推進すべく、当社および当社子会社の取締役および使用人の行動規範である「行動基準」を見直し、当社グループの全員が共有すべき価値観および行動規範として新たに「行動規準」を定めた。「行動規準」の各種外国語翻訳版を整備し、コンプライアンスガイドブック等を用いて海外を含めた各拠点において研修を継続実施しており、周知徹底を図っている。各業務執行取締役は、独立性の高い社外取締役2名を構成員として含む取締役会において重要事項を報告している。内部監査委員会を取締役会直轄の組織とし、同委員長に社外取締役を選任している。内部監査委員会は、内部監査の方針および年度計画を決定し、当該決定に基づき監査部が監査を実施している。また、内部監査委員会は、監査部が実施した監査結果の評価および指摘事項の是正状況を確認している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および「取締役会規則」、「文書規則」等の社内規則に基づいて、作成、保存および管理する。

運用状況の概要

取締役会の議案資料および取締役会議事録は、法定の備置期限である10年を超えて永久保管しているほか、業務執行関連の重要会議の文書については、会議体により10年または永久保管している。

③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社子会社の業務執行に係るリスクの発生 of 未然防止、発生したリスクへの対処等を目的として、「リスクマネジメント規則」に基づいて、各リスク毎に所管部署を定めて、当社および当社子会社の業務執行におけるリスクの把握および評価、リスクマネジメントに係る方針の決定ならびにリスク発生時の対策を実施する。

また、「緊急事態発生時の対応に関する規則」を定め、大規模災害等の発生時に人命と資産を守り、事業の早期復旧および継続を図る。

運用状況の概要

当期においては、「リスクマネジメント規則」に基づき、当社および当社子会社それぞれにおけるリスク調査を実施した。

また、大規模災害等の発生時に人命と資産を守り、事業の早期復旧および継続を図る体制構築のため、「緊急事態発生時の対応に関する規則」に基づき、Business Continuity Plan を作成し、各所において訓練を実施している。

④ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、経営に関する担当区分を定め、当社子会社を含む決裁権限を明確にし、意思決定の効率化を図る。更に執行役員制度により業務執行の迅速化を図る。

運用状況の概要

当期においては、定時の取締役会を毎月1回開催、2016年5月、6月、8月、11月および2017年2月に計5回の臨時取締役会を開催し、経営に関する担当区分を定める決裁権限等に従い必要な重要事項を審議・決定した。

また、社外取締役と会計監査人との間で意見交換会を開催するとともに、各業務執行取締役を通して各執行役員の業務執行状況のモニタリングを実施した。

⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規則」等により、当社子会社の取締役の職務の執行状況について取締役、監査役および所管部門が適宜報告を受ける。

運用状況の概要

各業務執行取締役が主催する各事業部門の定例会議において、「関係会社管理規則」等に基づき、当社子会社の取締役が職務の執行状況を報告している。

また、本社各部門等は、当社子会社取締役の職務の執行状況に関して入手した情報について、監査役に対して随時必要な報告をしている。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

- ア. 「会社職制規則」により監査役室を設置し、監査役の職務を補助する使用人を置く。また、当該使用人の人選については、監査役の意見を参考として決定する。
- イ. 監査役の職務を補助する使用人は、「会社職制規則」により監査役を補佐し、監査役会等において、監査役からの指示を受けるとともに指示事項の進捗等の報告、情報提供等を行う。

運用状況の概要

監査役の意見を参考として本社各部門から監査役室員を選任している。監査役室が事務局となり、毎月、監査役室連絡会を開催し、監査役からの指示を受けるとともに指示事項の進捗等の報告、情報提供等を行っている。

⑦ **取締役および使用人が監査役に報告をするための体制および当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制**

- ア. 取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人は、会社に著しい損失を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- イ. 当社子会社の取締役、監査役および使用人は、監査役による子会社の監査に際しては、経営状況のほか、監査役が求める事項について報告する。
- ウ. 内部通報制度によってなされた通報の内容については、定期的に監査役に報告する。

運用状況の概要

常勤監査役に対しては、取締役会に加え、業務執行関連の重要会議に出席する機会を確保しており、これらの会議を通して監査役へ報告・情報提供を行っている。常勤監査役および社外監査役は、必要に応じ、当社子会社に出向いて監査を実施し、経営状況のほか、監査役が求める事項について報告を受けている。

内部通報制度によってなされた通報の内容については、通報者本人と関連職場が特定されない措置を講じたうえで、定期的に監査役に報告するとともに、取締役会において総括報告している。

⑧ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人については、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。

運用状況の概要

監査役へ報告を行った取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人について、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない旨を当社ホームページに公表するとともに、コンプライアンスガイドブックにより社内研修等で周知している。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

運用状況の概要

事業年度の初めに、年間の活動計画に基づき、費用予算を計上している。また、費用予算を上回る支出が必要となった場合には、追加予算申請を行えるようルール化している。

⑩ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役との定期的な意見交換会を開催するほか、監査役は重要な会議等に出席し、取締役および使用人との密接な情報交換を行うことができる。

運用状況の概要

当期においては、計2回の代表取締役と監査役との意見交換会を実施するとともに、業務執行取締役、執行役員および経営幹部との意見交換会を計9回開催した。また、社外取締役と監査役との間で会合を開催するとともに、会計監査人とも随時面談を実施した。

ご参考

行動規準

1.三井金属グループの社会的使命

価値ある商品により、社会に貢献します。

2.三井金属グループの一員としての自覚と社会的責任

三井金属グループの一員としての自覚、ふさわしい品位と責任を常にもって行動し、全てのステークホルダーとコミュニケーションをはかり、積極的に社会貢献活動を進めます。

3.コンプライアンスの実践

国内外の法規、ルールおよび社内規則を遵守し、かつ社会良識に基づいて行動します。

4.公正な事業活動

自由かつ公正な競争に基づく適正な営業活動を行ないます。

また、政治、行政、取引先などとの健全かつ透明な関係を維持し、不正な行為に関与しません。

5.反社会的行為の排除

反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。

6.積極的な情報開示と情報管理の徹底

企業情報を積極的かつ公正に開示するとともに、個人情報、顧客情報をはじめとする機密情報の保護と管理を徹底します。

7.地球環境への貢献

環境問題に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

8.働きやすい職場環境の確保

従業員の人権、人格、個性を尊重し、多様な人材が活躍できる、安全で働きやすい職場環境を確保します。

9.経営幹部の率先垂範

経営幹部は、この行動規準の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、自ら責任をもって行動します。

連結計算書類

連結貸借対照表 (単位：百万円)

科目	第92期 2017年3月31日現在	(ご参考) 第91期 2016年3月31日現在
資産の部		
流動資産	229,068	194,923
現金及び預金	15,304	16,983
受取手形及び売掛金	95,509	78,034
商品及び製品	29,609	24,517
仕掛品	26,653	24,551
原材料及び貯蔵品	43,826	31,941
繰延税金資産	4,349	2,475
その他	14,014	16,543
貸倒引当金	△199	△125
固定資産	289,912	289,876
有形固定資産	169,397	162,931
建物及び構築物	167,307	166,513
機械装置及び運搬具	344,783	334,815
土地	33,746	33,998
リース資産	4,190	4,999
建設仮勘定	15,609	7,288
その他	53,614	51,886
減価償却累計額	△449,855	△436,569
無形固定資産	4,195	4,185
投資その他の資産	116,320	122,759
投資有価証券	105,089	112,113
長期貸付金	507	543
退職給付に係る資産	3,939	3,298
繰延税金資産	2,715	2,183
その他	4,242	4,979
貸倒引当金	△174	△359
資産合計	518,981	484,800

科目	第92期 2017年3月31日現在	(ご参考) 第91期 2016年3月31日現在
負債の部		
流動負債	172,656	138,442
支払手形及び買掛金	41,842	38,394
短期借入金	56,914	51,289
コマーシャル・ペーパー	18,000	3,000
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
リース債務	392	541
未払法人税等	3,896	2,329
未払消費税等	1,114	774
繰延税金負債	27	—
賞与引当金	4,864	4,569
役員賞与引当金	42	32
製品保証引当金	1,185	1,098
工事損失引当金	241	27
事業構造改善引当金	129	121
たな卸資産処分損失引当金	375	269
その他	33,629	25,996
固定負債	161,903	166,791
社債	50,000	50,000
長期借入金	72,507	77,444
リース債務	1,326	1,574
繰延税金負債	5,191	5,261
役員退職慰労引当金	537	581
環境対策引当金	1,239	1,354
金属鉱業等鉱害防止引当金	1,237	835
訴訟損失引当金	—	470
退職給付に係る負債	25,923	25,470
資産除去債務	3,224	3,015
その他	716	783
負債合計	334,560	305,233
純資産の部		
株主資本	161,713	146,469
資本金	42,129	42,129
資本剰余金	22,557	22,557
利益剰余金	97,633	82,385
自己株式	△605	△603
その他の包括利益累計額	12,268	23,067
その他有価証券評価差額金	2,666	1,705
繰延ヘッジ損益	△3,698	2,489
為替換算調整勘定	13,982	19,434
退職給付に係る調整累計額	△682	△561
非支配株主持分	10,439	10,029
純資産合計	184,421	179,566
負債・純資産合計	518,981	484,800

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (単位：百万円)

科目	第92期	(ご参考) 第91期
	2016年4月 1日から 2017年3月31日まで	2015年4月 1日から 2016年3月31日まで
売上高	436,330	450,553
売上原価	349,051	388,546
売上総利益	87,278	62,007
販売費及び一般管理費	48,817	50,869
営業利益	38,461	11,137
営業外収益	3,263	3,391
受取利息	264	266
受取配当金	1,785	1,399
その他雑収益	1,214	1,725
営業外費用	10,676	25,812
支払利息	1,497	1,799
持分法による投資損失	6,303	22,372
その他雑費用	2,875	1,640
経常利益又は経常損失 (△)	31,047	△11,284
特別利益	793	2,873
固定資産売却益	62	99
投資有価証券売却益	573	1,487
持分変動利益	—	408
その他特別利益	157	876
特別損失	5,909	4,147
固定資産売却損	157	113
固定資産除却損	2,840	1,490
減損損失	2,044	305
環境対策費用	274	646
損害賠償金	102	83
訴訟損失引当金繰入額	—	470
その他特別損失	489	1,037
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	25,931	△12,558
法人税、住民税及び事業税	7,933	6,053
法人税等調整額	△1,607	1,631
当期純利益又は当期純損失 (△)	19,605	△20,244
非支配株主に帰属する当期純利益	931	681
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	18,674	△20,926

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (単位：百万円)

第92期 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	42,129	22,557	82,385	△603	146,469
当期の変動額					
剰余金の配当			△3,426		△3,426
親会社株主に帰属する 当期純利益			18,674		18,674
自己株式の取得				△2	△2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の 当期の変動額 (純額)					
当期の変動額合計	—	△0	15,247	△2	15,244
当期末残高	42,129	22,557	97,633	△605	161,713

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	1,705	2,489	19,434	△561	23,067	10,029	179,566
当期の変動額							
剰余金の配当							△3,426
親会社株主に帰属する 当期純利益							18,674
自己株式の取得							△2
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△0
株主資本以外の項目の 当期の変動額 (純額)	961	△6,187	△5,452	△121	△10,799	409	△10,389
当期の変動額合計	961	△6,187	△5,452	△121	△10,799	409	4,854
当期末残高	2,666	△3,698	13,982	△682	12,268	10,439	184,421

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

「連結注記表」として表示すべき事項は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mitsui-kinzoku.co.jp/>) に掲載しております。

計算書類

貸借対照表 (単位：百万円)

科目	第92期 2017年3月31日現在	(ご参考) 第91期 2016年3月31日現在
資産の部		
流動資産	127,365	99,377
現金及び預金	361	1,437
受取手形	1,008	1,010
売掛金	40,646	25,761
商品及び製品	17,976	13,297
仕掛品	12,333	10,267
原材料及び貯蔵品	27,892	17,325
前渡金	2,138	459
前払費用	376	389
短期貸付金	16,706	17,894
未収入金	2,177	4,872
立替金	2,746	2,598
繰延税金資産	1,838	495
デリバティブ債権	1,182	3,601
その他	5	4
貸倒引当金	△24	△38
固定資産	268,697	253,885
有形固定資産	46,728	46,485
建物	39,357	39,608
構築物	12,267	12,007
機械及び装置	110,634	106,186
車両運搬具	469	436
工具器具備品	7,918	7,513
鉱業用地	175	175
土地	15,661	15,682
リース資産	1,510	1,537
建設仮勘定	1,499	1,111
減価償却累計額	△142,763	△137,772
無形固定資産	1,115	1,117
諸権利	1,115	1,117
投資その他の資産	220,853	206,281
投資有価証券	11,138	9,678
関係会社株式	126,217	127,429
その他の関係会社有価証券	35,514	35,512
関係会社出資金	2,862	2,862
長期貸付金	43,614	29,383
その他	2,659	2,713
貸倒引当金	△1,154	△1,298
資産合計	396,062	353,263

科目	第92期 2017年3月31日現在	(ご参考) 第91期 2016年3月31日現在
負債の部		
流動負債	137,065	98,905
買掛金	17,524	15,424
短期借入金	24,716	19,134
コマーシャル・ペーパー	18,000	3,000
一年内返済予定の長期借入金	24,070	17,177
一年内償還予定の社債	10,000	10,000
リース債務	123	136
未払金	7,236	6,094
未払費用	726	728
未払法人税等	791	146
前受金	214	174
預り金	27,813	24,969
賞与引当金	1,906	1,748
製品保証引当金	2	5
たな卸資産処分損失引当金	55	—
デリバティブ債務	3,883	163
その他	0	—
固定負債	138,666	143,613
社債	50,000	50,000
長期借入金	70,847	75,927
リース債務	138	225
繰延税金負債	1,348	1,087
退職給付引当金	14,757	14,269
環境対策引当金	1,067	1,171
金属鉱業等鉱害防止引当金	240	220
訴訟損失引当金	—	434
資産除去債務	125	125
その他	140	152
負債合計	275,731	242,518
純資産の部		
株主資本	121,164	106,984
資本金	42,129	42,129
資本剰余金	22,557	22,557
資本準備金	22,557	22,557
利益剰余金	57,082	42,901
利益準備金	2,406	2,406
その他利益剰余金	54,676	40,494
別途積立金	7,000	7,000
繰越利益剰余金	47,676	33,494
自己株式	△605	△603
評価・換算差額等	△833	3,760
その他有価証券評価差額金	2,234	1,426
繰延ヘッジ損益	△3,067	2,333
純資産合計	120,331	110,744
負債・純資産合計	396,062	353,263

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (単位：百万円)

科目	第92期 2016年4月 1日から 2017年3月31日まで	(ご参考) 第91期 2015年4月 1日から 2016年3月31日まで
売上高	204,767	198,351
売上原価	168,949	182,616
売上総利益	35,818	15,735
販売費及び一般管理費	23,730	24,527
営業利益又は営業損失 (△)	12,088	△8,791
営業外収益	10,313	9,866
受取利息及び配当金	9,250	8,792
その他収益	1,062	1,073
営業外費用	2,393	2,305
支払利息	1,241	1,447
その他費用	1,151	858
経常利益又は経常損失 (△)	20,008	△1,231
特別利益	723	1,678
投資有価証券売却益	573	1,169
関係会社株式売却益	—	317
貸倒引当金戻入額	137	126
その他利益	13	65
特別損失	2,781	1,562
固定資産除売却損	617	228
減損損失	1,895	132
訴訟損失引当金繰入額	—	434
その他損失	268	767
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	17,950	△1,115
法人税、住民税及び事業税	905	△368
法人税等調整額	△562	1,184
当期純利益又は当期純損失 (△)	17,608	△1,931

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (単位：百万円)
第92期 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	42,129	22,557	22,557	2,406	7,000	33,494	42,901	△ 603	106,984
当期の変動額									
剰余金の配当						△ 3,426	△ 3,426		△ 3,426
当期純利益						17,608	17,608		17,608
自己株式の取得								△ 2	△ 2
株主資本以外の項目の 当期の変動額 (純額)									
当期の変動額合計	—	—	—	—	—	14,181	14,181	△ 2	14,179
当期末残高	42,129	22,557	22,557	2,406	7,000	47,676	57,082	△ 605	121,164

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,426	2,333	3,760	110,744
当期の変動額				
剰余金の配当				△ 3,426
当期純利益				17,608
自己株式の取得				△ 2
株主資本以外の項目の 当期の変動額 (純額)	808	△ 5,401	△ 4,593	△ 4,593
当期の変動額合計	808	△ 5,401	△ 4,593	9,586
当期末残高	2,234	△ 3,067	△ 833	120,331

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

「個別注記表」として表示すべき事項は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mitsui-kinzoku.co.jp/>) に掲載しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

三井金属鉱業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田島 祥朗 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細矢 聡 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸谷 且典 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井金属鉱業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井金属鉱業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

三井金属鉱業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田島 祥朗 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細矢 聡 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸谷 且典 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井金属鉱業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査委員その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等および有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2017年5月18日

三井金属鉱業株式会社 監査役会

常勤監査役 門 脇 隆 ㊟

常勤監査役 森 俊 樹 ㊟

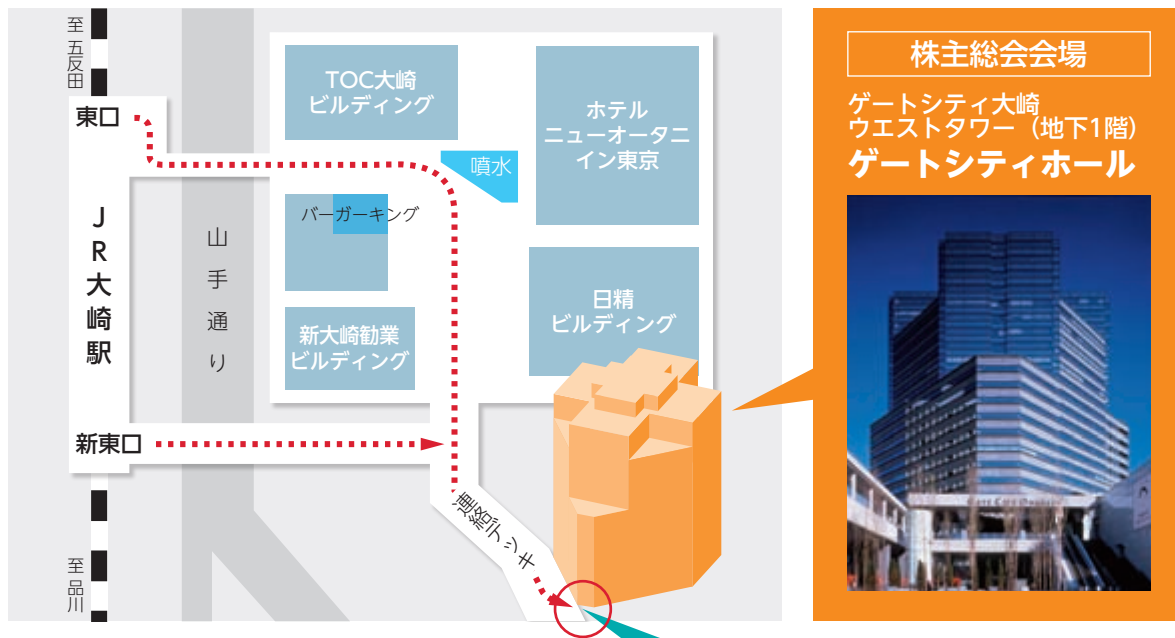
社外監査役 三 浦 正 晴 ㊟

社外監査役 細 野 哲 弘 ㊟

以 上

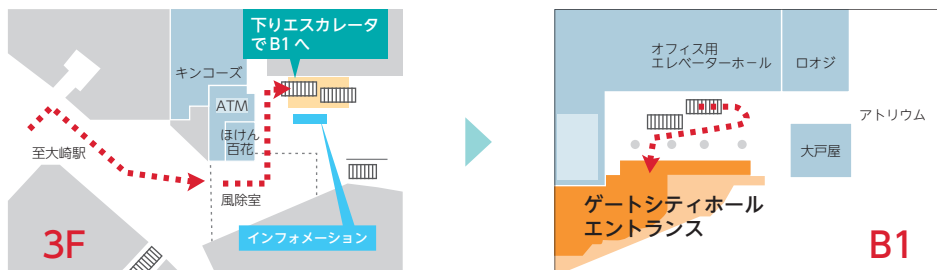
株主総会会場ご案内図

会場	ゲートシティホール (ゲートシティ大崎ウエストタワー地下1階)
開催日時	2017年6月29日 (木曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)
交通	JR山手線、湘南新宿ライン、埼京線、りんかい線 「大崎駅」下車 新東口より徒歩約3分



会場までのアクセス

ゲートシティ大崎への連絡デッキからそのままウエストタワーの3階入口へお入りになり、下りエスカレーターで地下1階までお越しください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。